

事務連絡
令和5年5月15日

各正会員
事務局責任者様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事室石泰弘

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の
改正について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より当連合会に対し、別紙のとおり周知依頼がございました。

今般、放射線障害に係る業務又は作業を行う事業者が、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずること等、下記のガイドラインにおいて所要の改正が行われました。各ガイドラインの改正箇所については、参考資料をご参照ください。

つきましては、貴職におかれましても、貴協会会員に対し周知いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 別添1「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」
- ・ 別添2「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」
- ・ 別添3「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」

※別添1～3は厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000029897.html>）からダウンロードできます。